

報告第3号

宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について

宇都宮地域合併協議会会議運営規程等を次のように制定したので報告する。

平成15年7月15日提出

宇都宮地域合併協議会  
会長 福田 富一

## 宇都宮地域合併協議会会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第9条第4項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平かつ公正に行われなければならない。

3 会議は、円滑かつ効率的に議事が運営されなければならない。

### (会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 副会長及び委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 副会長及び委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めるときは、学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (議事の進行)

第5条 会議の議事は、全員の賛同をもって進めることを基本とし、意見の一致が困難な場合は、出席している副会長及び委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

### (会議録の調製)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 会議の開催年月日時及び会場

(2) 会議の出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が認めた事項

### (会議録署名委員)

第7条 会議録には、会議録署名委員2人が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議毎に議長が指名する。

### (会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、非公開会議の議事に関わる記録は公開せず、委員についても当該議事の内容について、守秘義務を負う

ものとする。

( 会議の傍聴 )

第 9 条 何人も会議を傍聴することができる。

( 傍聴人の定員 )

第 10 条 会議の傍聴人の定員は、20 人とする。ただし、会場の都合により、議長は定員の数を増減することができる。

( 傍聴の手續 )

第 11 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付票に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、会議開催予定時刻の 30 分前から開始し、先着順に行い、会議開催予定時刻の 5 分前に終了する。ただし、議長が認めた場合は、受付終了時間を延長することができる。

3 前項で定める傍聴人受付開始時点で、傍聴希望者が前条で規定する定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

( 傍聴席 )

第 12 条 傍聴人は、議長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

( 傍聴席に入ることができない者 )

第 13 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

( 1 ) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者

( 2 ) 酒気を帯びていると認められる者

( 3 ) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

( 4 ) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

( 5 ) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

( 傍聴人の守るべき事項 )

第 14 条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

( 1 ) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

( 2 ) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

( 3 ) 会議の会場内において、鉢巻、ゼッケン等を着用し、示威的行為をしないこと。

( 4 ) 飲食又は喫煙をしないこと。

( 5 ) みだりに席を離れないこと。

( 6 ) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

( 7 ) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害をするような行為をしないこと。

( 写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止 )

第 15 条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等してはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(議長の指示)

第16条 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第17条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第18条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

## 宇都宮地域合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、宇都宮地域合併協議会(以下「協議会」という。)から付託された事項について調査及び審議するものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が必要に応じて協議会の委員又は規約第12条第1項に定める幹事会の幹事のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長各1人は、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(検討会)

第7条 小委員会に、必要に応じて検討会を設置することができる。

2 検討会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか小委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

## 宇都宮地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、宇都宮地域合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇都宮地域合併協議会(以下「協議会」という。)に提出する事項に関する事。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関する事。
- (3) その他協議会の運営全般について必要な事項

(幹事)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事は、規約第1条で規定する構成市町(以下「構成市町」という。)の助役及び構成市町の長が指定する職員をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、宇都宮市の助役をもって充てる。
- 3 副幹事長は、幹事の中から幹事長が指名する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて構成市町の関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか幹事会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

## 宇都宮地域合併協議会専門部会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 専門部会は、宇都宮地域合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

### (組織)

第3条 専門部会の名称及び区分は、幹事長が定め、専門部会員は規約第1条で規定する構成市町の職員をもって組織する。

### (役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 4人

2 役員は、専門部会員のうちから幹事長が指名する。

### (役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定する副部会長が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

### (分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### (報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議結果及び経過について、幹事長に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか専門部会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

## 宇都宮地域合併協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第4項の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営について必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

### (職員の職務)

第4条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を総括する。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

### (職務権限)

第5条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等については、別に定めるものを除き、宇都宮市事務専決規程（昭和37年宇都宮市訓令第4号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「幹事長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

### (会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) その他局長が特に重要であると認める事項

### (専決区分)

第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 職員研修会の実施に関すること。
- (3) 協議会の広報広聴活動に関すること。

(4) その他事務局の運営に関すること。

2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。

(2) 各種資料等の調製に関すること。

(3) その他軽易な事案に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、幹事長がその事務を代決する。

2 会長及び幹事長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、宇都宮市文書取扱規程(昭和36年宇都宮市訓令第2号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「課」とあるのは「事務局」と、「市長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「幹事長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と、「担当」とあるのは「事務局職員」と読み替えるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法及び管理者は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理、取扱等については、宇都宮市公印規則(昭和36年宇都宮市規則第38号)の規定を適用する。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宇都宮市条例第6号)の規定を準用する。

2 事務局の職員の旅費については、宇都宮市の例により、事務局の予算において支給する。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの市町において負担をする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

別表（第10条関係）

名 称	ひ な 形	寸 法 (mm)	管 理 者
会 長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     宇都宮地域                      合併協議会                      会 長 之 印                 </div>	方 2 4	事務局次長
事務局長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     宇都宮地域                      合併協議会                      事務局長印                 </div>	方 2 1	事務局次長

## 宇都宮地域合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）の第16条の規定に基づき、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第1条で規定する構成市町（以下「構成市町」という。）の負担金、補助金、繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由が生じたときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (出納及び現金)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命じ、これに協議会の出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

### (予算の流用及び充当)

第6条 会長は、予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会の会議に報告し、承認を経なければならない。

### (決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を経たときは、当該決算の写しを構

成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手續)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、宇都宮市の例により会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

別表1(第4条第1項関係) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 県補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表2(第4条第2項関係) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条の規定に基づく会長及び副会長（以下「正副会長」という。）、規約第7条第1号の規定に基づく委員（以下「行政代表委員」という。）並びに規約第17条第1項の規定に基づく委員等（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年宇都宮市条例第7号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づく報酬額とする。

2 県外に居住する協議会委員等については、前項の規定にかかわらず、報酬額は別表に定める報酬額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、協議会委員等で地方公共団体の常勤の職員等については、報酬は支給しない。

### (費用弁償)

第3条 協議会委員等が、宇都宮地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に出席する以外の職務を行うために旅行したときは、条例第4条の規定に基づき、費用弁償として旅費を支給することができる。

### (旅費)

第4条 正副会長、行政代表委員及び規約第1条で規定する構成市町の常勤の職員が、協議会の会議以外の職務を行うために旅行したときは、宇都宮市の例により旅費を支給することができる。

### (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年6月6日から施行する。

### 別 表（第2条関係）

居 住 区 分	報 酬 額
東 京 都 内	20,000円